２０２２年１２月２６日

一般社団法人　投資信託協会

会　長　　松 谷　博 司　殿

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役社長　阿部　修平

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第１項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

(1)資本金の額（2022年10月末日現在）

資本金	25億円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株

最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構（2022年10月末日現在）

①　経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

また、取締役会から代表取締役社長に委任された重要な業務執行の決定その他経営に関する重要な事項について審議することを目的として経営会議を設置しています。

②　運用体制

１）当ファンドでは、運用調査本部が運用・調査を担当します。下記の意思決定プロセス

に基づき、運用を行います。

２）意思決定プロセス

a. ファンド・マネージャーは、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「ＣＩＯ」といいます。）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b. 投資政策委員会は、当社取締役会で指名された者が主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理」に関する規程及び「投資政策委員会」に関する規程に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

２．事業の内容及び営業の概況

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

・投資助言・代理業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は2022年10月31日現在次の通りです。
（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	41	392,556
単位型株式投資信託	3	17,895
合計	44	410,451

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第346号
加入協会 ／ 日本証券業協会　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

３ 委託会社等の経理状況

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

４．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第16期事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第17期事業年度の中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２２年6月２０日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　岩　部　　俊　夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　市　川　　克　也

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の２０２１年4月１日から２０２２年3月３１日までの第１６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の２０２２年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）		当事業年度 （2022年３月31日）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		9,627		9,656
預託金		200		200
未収委託者報酬		1,048		1,048
未収投資顧問料	※3	1,372	※3	1,487
前払費用		116		122
未収収益		4		4
未収入金	※3	48	※3	10
その他		0		1
流動資産合計		12,418		12,531
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	73	※2	40
工具、器具及び備品	※2	140	※2	85
リース資産	※2	0	※2	7
有形固定資産合計		214		132
無形固定資産				
ソフトウェア		0		2
無形固定資産合計		0		2
投資その他の資産				
投資有価証券		―		20
差入保証金		12		3
長期前払費用		5		2
繰延税金資産		359		317
投資その他の資産合計		377		343
固定資産合計		592		478
資産合計		13,011		13,010

（単位：百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	78	18
未払手数料	208	183
その他未払金	※3 2,838	※3 2,799
未払法人税等	364	203
未払消費税等	205	47
前受収益	14	13
リース債務	0	1
株式給付引当金	96	51
長期インセンティブ引当金	75	13
その他	2	3
流動負債合計	3,885	3,337
固定負債		
リース債務	－	6
株式給付引当金	298	351
長期インセンティブ引当金	145	123
固定負債合計	443	481
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※1 0	※1 0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	4,329	3,818
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	597	597
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,536	6,047
利益剰余金合計	6,134	6,644
株主資本合計	8,681	9,192
純資産合計	8,681	9,192
負債純資産合計	13,011	13,010

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	5,903	5,922
投資顧問料収入	※ 5,663	※ 6,191
受入手数料	20	20
その他営業収益	8	12
営業収益計	11,596	12,147
営業費用		
支払手数料	1,681	2,111
広告宣伝費	100	99
調査費	259	241
委託計算費	28	29
営業雑経費		
通信費	26	23
印刷費	10	8
協会費	17	17
諸会費	12	24
その他	2	3
営業費用計	2,139	2,559
一般管理費		
給料	1,851	1,915
役員報酬	97	96
給料・手当	896	960
賞与	858	858
株式給付引当金繰入額	175	104
長期インセンティブ引当金繰入額	151	△8
旅費交通費	13	35
事務委託費	※ 827	※ 1,042
業務委託費	424	441
不動産賃借料	252	235
租税公課	130	114
固定資産減価償却費	151	92
交際費	3	7
諸経費	182	181
一般管理費計	4,166	4,164
営業利益	5,291	5,423
営業外収益		
受取利息	0	0
受取賃貸料	28	24
為替差益	17	125
雑収入	3	3
営業外収益計	50	154
営業外費用		
雑損失	4	4
営業外費用計	4	4
経常利益	5,337	5,574

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	0	－
特別利益計	0	－
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	－	0
特別損失計	－	0
税引前当期純利益	5,337	5,574
法人税、住民税及び事業税	1,928	1,721
法人税等調整額	△82	42
法人税等合計	1,845	1,763
当期純利益	3,491	3,810

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	4,545	5,142
当期変動額							
剰余金の配当						△2,500	△2,500
当期純利益						3,491	3,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	991	991
当期末残高	2,500	27	19	47	597	5,536	6,134

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	7,689	7,689
当期変動額		
剰余金の配当	△2,500	△2,500
当期純利益	3,491	3,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－
当期変動額合計	991	991
当期末残高	8,681	8,681

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	5,536	6,134
当期変動額							
剰余金の配当						△3,300	△3,300
当期純利益						3,810	3,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	510	510
当期末残高	2,500	27	19	47	597	6,047	6,644

	株主資本 株主資本合計	純資産合計
当期首残高	8,681	8,681
当期変動額		
剰余金の配当	△3,300	△3,300
当期純利益	3,810	3,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－
当期変動額合計	510	510
当期末残高	9,192	9,192

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した有形固定資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	５年
工具、器具及び備品	４年～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

①　株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

②　長期インセンティブ引当金

役員等に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を残高報酬及び成功報酬と認識しております。

①　残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②　成功報酬（株式運用）

成功報酬（株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③　成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却した場合の成功報酬）

成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）は、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。この変更による当財務諸表への影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による当財務諸表への影響はありません。

（未適用の会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第31号）の2021年６月17日の改正は、2019年７月４日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね１年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年３月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（追加情報に関する注記）

（株式付与ＥＳＯＰ信託）

当社親会社（スパークス・グループ株式会社）は、グループ従業員（当社、当社親会社及び当社兄弟会社4社（スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社、スパークス・ＡＩ＆テクノロジーズ・インベストメント株式会社、及びスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社。）の従業員）に対し、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成27年３月26日）の指針に従って会計処理を行っております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社では、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５ ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建物　275百万円 工具、器具及び備品　312百万円 リース資産　26百万円 ※３．関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料　519百万円 未収入金　36百万円 その他未払金　1,677百万円	※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５ ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建物　308百万円 工具、器具及び備品　349百万円 リース資産　1百万円 ※３．関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料　536百万円 未収入金　0百万円 その他未払金　1,508百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
※　関係会社に対する取引の主なもの 投資顧問料　2,313百万円 事務委託費　375百万円	※　関係会社に対する取引の主なもの 投資顧問料　2,205百万円 事務委託費　440百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年６月22日 定時株主総会	普通株式	2,500	50,000	2020年３月31日	2020年６月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月21日 定時株主総会	普通株式	3,300	利益剰余金	66,000	2021年３月31日	2021年６月22日

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月21日 定時株主総会	普通株式	3,300	66,000	2021年３月31日	2021年６月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年６月20日 定時株主総会	普通株式	3,800	利益剰余金	76,000	2022年３月31日	2022年６月21日

（リース取引関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預託金	200	200	－
(2) 未収委託者報酬	1,048	1,048	－
(3) 未収投資顧問料	1,372	1,372	－
(4) 未収収益	4	4	－
資産計	2,625	2,625	－
(1) 未払手数料	208	208	－
(2) その他未払金	2,838	2,838	－
(3) 未払法人税等	364	364	－
負債計	3,411	3,411	－

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預託金	200	－	－	－
未収委託者報酬	1,048	－	－	－
未収投資顧問料	1,372	－	－	－
未収収益	4	－	－	－
合計	2,625	－	－	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預託金	200	200	－
(2) 未収委託者報酬	1,048	1,048	－
(3) 未収投資顧問料	1,487	1,487	－
(4) 未収収益	4	4	－
資産計	2,740	2,740	－
(1) 未払手数料	183	183	－
(2) その他未払金	2,799	2,799	－
(3) 未払法人税等	203	203	－
負債計	3,186	3,186	－

（注）１．貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は20百万円であります。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預託金	200	－	－	－
未収委託者報酬	1,048	－	－	－
未収投資顧問料	1,487	－	－	－
未収収益	4	－	－	－
合計	2,740	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
預託金	－	200	－	200
未収委託者報酬	－	1,048	－	1,048
未収投資顧問料	－	1,487	－	1,487
未収収益	－	4	－	4
未払手数料	－	183	－	183
その他未払金	－	2,799	－	2,799
未払法人税等	－	203	－	203

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

預託金、未収委託者報酬、未収投資顧問料及び未収収益

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

未払手数料、その他未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、その返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年３月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

(2)金利関連

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

(3)株式関連

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

(2)金利関連

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

(3)株式関連

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
資産除去債務	52	56
未払事業税	71	43
未確定債務否認	227	242
株式給付引当金否認	121	123
長期インセンティブ引当金否認	67	41
減価償却超過額	58	61
金融商品取引責任準備金	0	0
その他	18	16
繰延税金資産小計	617	586
評価性引当額	△258	△269
繰延税金資産合計	359	317
繰延税金資産の純額	359	317

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	
住民税均等割	0.1	
評価性引当金の増減	2.5	
その他	0.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6	

（持分法損益等）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
（賃貸等不動産関係）
前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
該当事項はありません。
（収益認識関係）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	
残高報酬（注１）	11,286	百万円
成功報酬（株式運用）（注２）	582	
成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）（注３）	245	
その他	32	
合計	12,147	

（注１）残高報酬のうち、委託者報酬にかかるものが5,500百万円、投資顧問料収入にかかるものが5,785百万円それぞれ含まれております。
（注２）成功報酬（株式運用）のうち、委託者報酬にかかるものが422百万円、投資顧問料収入にかかるものが160百万円それぞれ含まれております。
（注３）成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）245百万円は、損益計算書上、投資顧問料収入に含まれております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
8,689	2,218	104	48	535	11,596

（注）　営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	1,519	投信投資顧問業
未来創生２号投資事業有限責任組合	1,205	投信投資顧問業

（注）　ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
8,635	2,583	179	67	681	12,147

（注）　営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,086	投信投資顧問業

（注）　ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

［関連当事者情報］

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	（被所有）直接　100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払（注１）	375	未払金	128
							運用報酬等の受取（注１）	2,313	未収投資顧問料	519
							配当金の支払	2,500	－	－
							連結納税による個別帰属額	1,549	未払金	1,549
							私募の取扱手数料の受領（注１）	0	前受収益	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）　上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	12	未収入金	3
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	2	未払金	1
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	3	未収入金	1
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	10	未収入金	3
	スパークス・ＡＩ&テクノロジーズ・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	私募の取扱手数料	手数料の受取（注１）	0	前受収益	0
						業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	1
	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,926千米ドル	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取（注１）	8	未収収益	2
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	92	未払金	4
						業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	4	未収入金	1
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	1	未収投資顧問料	0
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	46	未払金	74
	SPARX Capital Investments, Inc.	米国カリフォルニア州	1,000千米ドル	投資アドバイザリー業	なし	アドバイザリー契約	アドバイザリー報酬の支払（注１）	148	未払金	－
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払（注１）	40	未払金	10
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	135	未払金	36

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	3	未収投資顧問料	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）　上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２　親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所市場第一部に上場）

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	（被所有）直接　100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払（注１）	440	未払金	124
							運用報酬等の受取（注１）	2,205	未収投資顧問料	536
							配当金の支払	3,300	－	－
							連結納税による個別帰属額	1,382	未払金	1,382
							私募の取扱手数料の受領（注１）	0	前受収益	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）　上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	10	未収入金	2
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	2	未払金	1
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	6	未収入金	1
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	9	未収入金	2
	スパークス・ＡＩ&テクノロジーズ・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	私募の取扱手数料	手数料の受取（注１）	0	前受収益	6
						業務の受託	業務受託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,926千米ドル	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取（注１）	9	未収収益	2
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	166	未収入金	5
						業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	4	未収入金	1
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	0	未収投資顧問料	0
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	349	未払金	82
	SPARX Capital Investments, Inc.	米国カリフォルニア州	1,000千米ドル	投資アドバイザリー業	なし	アドバイザリー契約	アドバイザリー報酬の支払（注１）	186	未払金	－

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
同一の親会社をもつ会社	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払（注１）	148	未払金	62
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	107	未払金	4
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	6	未収投資顧問料	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）　上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２　親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
１株当たり純資産額　173,635円19銭	１株当たり純資産額　183,840円71銭
１株当たり当期純利益金額　69,838円86銭	１株当たり当期純利益金額　76,205円52銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 （2021年３月31日）	当事業年度末 （2022年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	8,681	9,192
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	8,681	9,192
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
当期純利益（百万円）	3,491	3,810
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	3,491	3,810
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２２年１１月２５日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　櫻　井　雄　一　郎

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　市　　川　　克　　也

中間監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第１７期事業年度の中間会計期間（２０２２年４月１日から２０２２年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の２０２２年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２２年４月１日から２０２２年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

１．中間財務諸表

(1)　中間貸借対照表

（単位：百万円）

	当中間会計期間 (2022年９月30日)
（資産の部）	
流動資産	
現金・預金	6,337
預託金	200
未収委託者報酬	939
未収投資顧問料	1,973
前払費用	125
未収入金	14
未収収益	3
流動資産合計	9,594
固定資産	
有形固定資産	※2　100
無形固定資産	2
投資その他の資産	
投資有価証券	19
差入保証金	3
長期前払費用	1
繰延税金資産	235
投資その他の資産合計	260
固定資産合計	362
資産合計	9,957
（負債の部）	
流動負債	
未払手数料	158
その他未払金	497
未払法人税等	814
預り金	116
賞与引当金	395
株式給付引当金	70
長期インセンティブ引当金	4
役員株式給付引当金	18
その他	※3　125
流動負債合計	2,200
固定負債	
株式給付引当金	324
長期インセンティブ引当金	20
役員株式給付引当金	104
その他	5
固定負債合計	454
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	※1　0
特別法上の準備金合計	0
負債合計	2,655

（単位：百万円）

	当中間会計期間 （2022年９月30日）
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,500
資本剰余金	
資本準備金	27
その他資本剰余金	19
資本剰余金合計	47
利益剰余金	
利益準備金	597
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,156
利益剰余金合計	4,754
株主資本合計	7,301
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	7,301
負債純資産合計	9,957

(2)　中間損益計算書

（単位：百万円）

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業収益	
委託者報酬	2,655
投資顧問料収入	3,209
受入手数料	8
その他営業収益	5
営業収益計	5,879
営業費用及び一般管理費	※1　3,249
営業利益	2,630
営業外収益	※2　139
営業外費用	0
経常利益	2,768
税引前中間純利益	2,768
法人税、住民税及び事業税	777
法人税等調整額	81
中間純利益	1,909

(3)　中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	2,500	27	19	47	597	6,047	6,644	9,192
当中間期変動額								
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800
中間純利益						1,909	1,909	1,909
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,890	△1,890	△1,890
当中間期末残高	2,500	27	19	47	597	4,156	4,754	7,301

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	9,192
当中間期変動額			
剰余金の配当	－	－	△3,800
中間純利益	－	－	1,909
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	0	0
当中間期変動額合計	0	0	△1,890
当中間期末残高	0	0	7,301

【重要な会計方針】

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した有形固定資産については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	５年
工具、器具及び備品	４年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当中間会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 長期インセンティブ引当金

海外出向者等に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当中間会計期間末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当中間会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を残高報酬及び成功報酬と認識しております。

(1) 残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 成功報酬（株式運用）

成功報酬（株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却した場合の成功報酬）

成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却した場合の成功報酬）は、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（追加情報に関する注記）

（グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用）

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

前事業年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

（役員向け株式交付信託）

当社親会社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

なお、当社親会社は持株会社であり、業績連動型株式報酬については、兼務先である当社が負担しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当中間財務諸表への影響はありません。

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （2022年９月30日）
※１　特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５
※２　有形固定資産の減価償却累計額　694百万円
※３　消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債その他に表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
※１　減価償却実施額 有形固定資産　34百万円 無形固定資産　0百万円
※２　営業外収益のうち主要なもの 受取賃貸料　11百万円 為替差益　126百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間 期末株式数 （株）
普通株式	50,000	－	－	50,000
合計	50,000	－	－	50,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年６月20日 定時株主総会	普通株式	3,800	利益剰余金	76,000	2022年３月31日	2022年６月21日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2022年９月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資です。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預託金	200	200	－
（２）未収委託者報酬	939	939	－
（３）未収投資顧問料	1,973	1,973	－
（４）未収入金	14	14	－
（５）未収収益	3	3	－
資産計	3,131	3,131	－
（１）未払手数料	158	158	－
（２）その他未払金	497	497	－
（３）未払法人税等	814	814	－
負債計	1,470	1,470	－

（注）中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の中間貸借対照表計上額は19百万円であります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下

の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）　時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（２）　時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
預託金	－	200	－	200
未収委託者報酬	－	939	－	939
未収投資顧問料	－	1,973	－	1,973
未収入金	－	14	－	14
未収収益	－	3	－	3
未払手数料	－	158	－	158
その他未払金	－	497	－	497
未払法人税等	－	814	－	814

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

預託金、未収委託者報酬、未収投資顧問料、未収入金及び未収収益

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

未払手数料、その他未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、その返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2022年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
残高報酬（注１）	5,864百万円
成功報酬（株式運用）（注２）	0
その他	14
合計	5,879

（注１）残高報酬のうち、委託者報酬にかかるものが2,654百万円、投資顧問料収入にかかるものが3,209百万円それぞれ含まれております。

（注２）成功報酬（株式運用）のうち、委託者報酬にかかるものが0百万円が含まれております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【重要な会計方針】３．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（2022年９月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（2022年９月30日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	その他	合計
4,395	1,190	12	281	5,879

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド（注1）	1,082	投信投資顧問業
未来創生２号投資事業有限責任組合（注1）	604	投信投資顧問業
未来創生３号投資事業有限責任組合（注1）	657	投信投資顧問業

（注）ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （2022年９月30日）
１株当たり純資産額	146,034円17銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（百万円）	7,301
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間期末純資産額（百万円）	7,301
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	50,000

１株あたり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	38,192円16銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（百万円）	1,909
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	1,909
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

公開日　２０２２年１２月２６日

作成基準日　２０２２年１１月２５日

本店所在地　東京都港区港南一丁目２番70号　品川シーズンテラス

お問い合わせ先　ビジネス・デベロップメント本部　商品企画室